令和4年度

文化芸術による子供育成推進事業 - 子供 夢・アート・アカデミー -〈学校申請方式〉

応募要領

令和4年5月 文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室

応募要領

事業の流れ		Р3
募集の概要		P4
申請書の記入	、方法について	P6
経費について		P8

問い合わせ先

【実施校・都道府県等担当局】

令和4年度文化芸術による子供育成推進事業(子供 夢・アート・アカデミー)事務局 近畿日本ツーリスト株式会社

〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-14-24 西新宿 K F ビル301 (KNTビジネスクリエイト内)

TEL: 0570 - 064 - 203 $\times -JU: \underline{y-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp}$

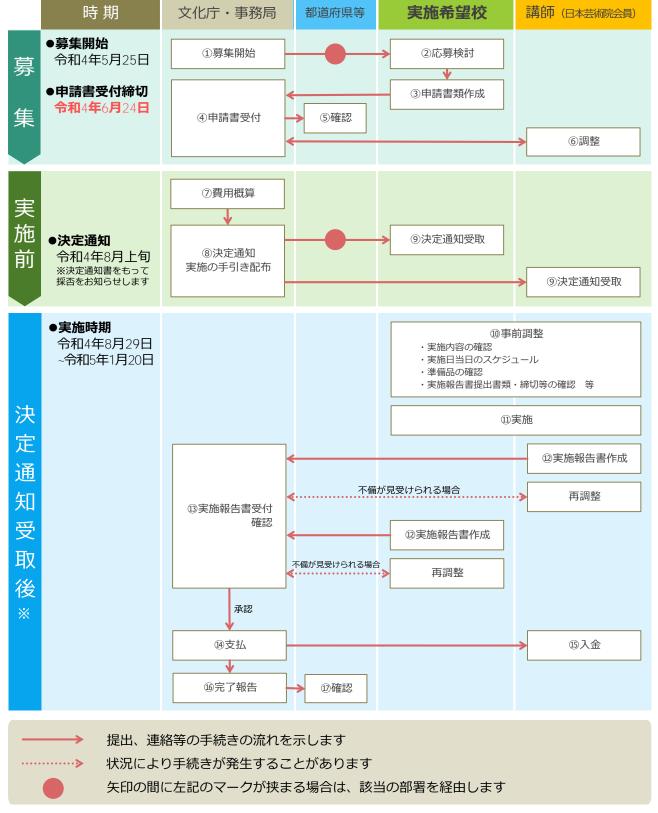
※事務局移転のお知らせ

5月下旬に事務局の移転を予定しております。電話・メールでの問い合わせ先に変更はありません。移転に伴う作業のため、5/23(月)~5/31(火)の期間につきましては、書類の送付をお控えいただきますようお願いいたします。6月以降は下記の住所へ御送付ください

▶移転先住所(6月以降) 〒163-0236 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル36階

事業の流れ

申請から実施報告までが事業全体の流れです 採択の場合には、実施の手続きを御担当いただくこととなりますので、御応募に当たっては、事務体制 を御調整の上、御応募くださいますようお願いいたします



※決定通知受取以降の流れについては、令和4年5月時点の情報です。手続きの流れが変更となる場合がございますので、詳細は後日配布予定の「実施手引き」を御確認いただきますようお願いいたします

募集の概要

1 事業の主旨

美術・文芸・音楽・演劇・舞踊の分野における芸術上の功績顕著な芸術家である「日本芸術院会員」自らが、小・中・高等学校等を訪問し、講話、実技披露、実技指導を行うことにより、子供たちに文化芸術活動の素晴らしさを実感させ、子供たちに夢を持って生きることの大切さや文化芸術を愛する心を育て、豊かな情操を有する我が国の文化継承者の育成を図ることを目的とした事業です

2 実施内容

「文化芸術による子供育成推進事業(芸術家の派遣事業)」の一環として、日本芸術院会員が児童・生徒や教職員、保護者を対象に、文化芸術に関する講話、実技披露、実技指導を行います。なお、具体的な実施内容は、決定通知発出後、日本芸術院会員と実施校が打合せを行い決定額の範囲内で計画するものとします

3 募集対象

実施を希望する<u>小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校</u>を 対象とします

※なお、日本芸術院会員により応募できる対象者が限られる場合があるため、必ず別紙を参照 の上申請を行ってください

4 募集期間

令和 4年 5月 25日 (水) から令和 4年 6月 24日 (金) までの間

5 実施方法

1. 実施期間

令和 4年 8月 29日(月)から令和 5年 1月 20日(金)

被派遣者

日本芸術院会員のうち、協力者名簿に登録された会員(別表[参加協力会員一覧]参照)

3. **実施回数**

原則として、1校につき1回 (1会員あたりの実施校数の上限は設けません)

4. 実施会場

実施する小学校・中学校・高等学校等の体育館等の学校施設又は文化施設等の適切な施設

6 実施に要する経費

文化庁は、予算の範囲内で講師等謝金、派遣旅費及び講演等諸雑費を負担します。事業終了後、 文化庁委託事業者(事務局)から被派遣者(講師及び補助者)や業者(講演等諸雑費)に直接 支払います。具体的な経費の内容、規定、上限等については下記を御確認ください

≫事業に係る経費について:8ページ [経費について]

7 申請に必要な書類

【様式2】実施希望調書(個別) ※Excel形式

≫記入方法について:6ページ[申請書の記入方法について]

8 書類提出先

近畿日本ツーリスト株式会社

提出先:文化芸術による子供育成推進事業(子供 夢・アート・アカデミー)事務局

メール: y-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp

- ※ 例年と提出先が異なります。実施希望校は、直接事務局に書類を提出してください
- ※ データ送信(メール)の件名は下記の通りとしてください 「R4夢アカ申請書類/(都道府県・政令指定都市名)/(学校名)」
- ※ 事務局にてメール受信後、受取の返信をお送りします。3営業日以内に返信が届かない場合、 送信時のエラー等によりメール未達の可能性がありますので、事務局までお電話等で御連絡 いただきますようお願いいたします

9 提出締切

令和4年6月24日(金)23時59分必着 ※厳守

※ いかなる理由であっても上記期限に間に合わない申請は受理いたしませんのであらかじめ御 了承ください

10 結果通知について

- 採否結果については、文化庁による選定と、事務局による費用概算後、8月上旬に発出する 決定通知書の発出をもって通知します
- 決定通知書が発出されるまでは、実施希望日の予定を空けておくようお願いいたします
- 日本芸術院会員との日程調整の結果等によっては、希望に添えない場合がありますので御了 承ください

11 採択後の手続きについて

■事業実施前

採択を受けた実施校は、決定通知受取後、すみやかに日本芸術院会員と連絡を取り、実施日 当日の打ち合わせ・経路確認等を行ってください

■事業終了後

事業終了後に「文化芸術による子供育成推進事業~子供夢・アート・アカデミー~」実施の 手引きに準じて実施報告書を提出してください

- ※ 採択後の手続きの詳細については、後日配布予定の「実施の手引き」にて御案内いたします
- ※ 実施報告書の内容については、今後、文化庁の資料として使用する場合やホームページ等で 公開することがあるので、あらかじめ関係者に承諾を得てください

申請書の記入方法について

0

【様式 2】実施希望調書(個別表)

様式2 受付No.

令和4年度「子供 夢・アート・アカデミー」—文化芸術による子供育成推進事業— 実施希望調書(個別表)

都道府県•政令指定都市

下記のとおり、令和4年度「子供 夢・アート・アカデミー」の実施を希望します。

	ふりがな													
実	施希望校名													
					和关中间			ふりがた	j.			 		
		〒 –			都道府県			学校長						
実施	希望校所在地	-						ふりがた	~~~ <mark>~~~</mark>			 		
								担当者	名					
								TEL						
	実施会場							FAX						
全校	兒童・生徒数					人		メール	,					
派遣を希望する 芸術院会員氏名														
	実施希望時期	第1希望日												
		第2希望日												
		第3希望日	3											
		第4希望日												
		第5希望日												
実	参加児童・生徒	合計	中华拉	1年生		人	2年生		人	3年生	人			
施 希 望		参加児童·生徒	参加児童・生徒	0		実施校	4年生		人	5年生		人	6年生	人
望 内		0	^	合同開催	校 (学校名)							人		
容	事業希望内容 ※	希望に添えな	い場	合がありま	す									

※複数申請はできません

※希望する芸術院会員氏名は1名のみ記入してください

※他校と合同で実施する場合は、参加児童・生徒欄の合同開催校欄に学校名を記載した上で、参加人数を記載してください

※事業希望内容が様式の枠内に収まらない場合は別紙を作成し添付してください



【様式 2】実施希望調書(個別表) 記入例

様式2 受付No.

令和4年度「子供 夢・アート・アカデミー」—文化芸術による子供育成推進事業— 実施希望調書(個別表)

都道府県・政令指定都市名について

学校の所在地が「政令指定都市」の場合は、都道府県名ではなく、政令指定都市名を記入してください。

都道府県・政令指定都市 〇〇県

下記のとおり、令和4年度「子供 夢・アート・アカデミー」の実施を希望します。

	ふりがな	な 00しりつ00しょうがっこう											
実想	施希望校名	OO市立OO小学校											
								ふりがな ふりがな					
		〒 123	_	4567	邹道府県	00	〇県	学校長	名	00 000			
実施	希望校所在地	***************************************						ふりがた	3 3.4	がな			
	. —	00市立00)区(00 1-2-3				担当者	名 🛮 🗸 🗸	1 4			
								TEL	00-	00-0000-0000			
	実施会場	実施校の教室	室•体	育館				FAX	00-	0000	0-0000		
全校	兒童∙生徒数			600			人	メール	XXX	XXXXXX@XXX.XX.jp			
派遣を希望する 芸術院会員氏名						•	•						
	実施希望時期	第1希望日	3	令和4年9月	令和4年9月1日(木)								
		第2希望日	3				6望時期について L 希望日は必ず記入してください。						
		第3希望日	3	<i>令和4年10月上旬</i> ・申			• 申請 せん	情受理後は、希望日を変更することはできま ん。学校行事等と重ならないようご調整の上					
		第4希望日	3	ご応			5募ください。						
		第5希望日	3										
実	参加児童·生徒	合計		実施校	1年生		人	2年生		人	3年生		人
施 希		参加児童·生徒	150	人	关心仪	4年生		人	5年生	100	人	6年生	
望内		750	^	合同開催校(学校名)						50	人		
容	事業希望内容 ※	希望に添えな	い場	合がありま [・]	す								
	000000000000000000000000000000000000000												
	00000000	000000000000000000000000000000000000000)		

※複数申請はできません

※希望する芸術院会員氏名は1名のみ記入してください

※他校と合同で実施する場合は、参加児童・生徒欄の合同開催校欄に学校名を記載した上で、参加人数を記載してください

※事業希望内容が様式の枠内に収まらない場合は別紙を作成し添付してください

経費について



謝金

• 謝金単価(令和4年度 文部科学省諸謝金基準)

【令和4年5月現在】

	区分	単位	謝金単価	1回あたりの上限		
講自	师(特別講演謝金)	1回あたり	58,060円			
補助者	演奏謝金	1人 1時間あたり	6,520円	19,560円		
	実技指導謝金	1人 1時間あたり	5,200円	15,600円		
	単純労働者	1人 1時間あたり	1,070円			

- 補助者が必要な場合には、その区分に応じた謝金を最大 5人分(文化施設等で合同開催をする場合は 8人分)まで文化庁において負担します
 - なお、講師の秘書等随行者は補助者に該当しません
- 単純労務者は、原則として現地の方を想定しています



旅費

■支給対象経費

- 講師及び補助者の居住地から学校等実施会場までの往復旅費(実施回数分)を事業終了後、旅費 基準に基づき認められた金額を支払います
 - ※ 単純労務者とは原則として現地の方を想定していますので、旅費は計上できません
- 講師 1人、補助者最大 5人分(複数校による合同開催かつ文化施設で実施する場合8人分)まで、 文化庁において負担します
- 旅費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき定めた基準により算出された金額の範囲内となります。旅費の計上に当たっては、講師・補助者とも行政職俸給表(一)の4級相当を基準とします

■旅費基準

• 原則として公共交通機関を利用し、講演に支障をきたさない範囲で、各被派遣者の居住地から学校等実施会場までの、最も効率的かつ経済的な移動経路の往復旅費を上限とします

対象となる主な旅費

- 航空費
- 鉄道料金
- 船代
 - ※一部座席種は不可
- 路線バス
- 高速料金
- 日当
- 宿泊費
- ・ パック旅行料金

対象とならない主な旅費

- 芸術家側の都合、計画不備により生じた決定額を超える旅費
- 芸術家側の都合、計画不備により生じたキャンセル料、変更手数料
- 打合せやリハーサル・稽古のためにかかった旅費
- ・ ガソリン代
- 駐車場代、駐輪場代
- タクシー利用料金 (交通状況によりやむを得ない場合を除く)
- 必要な書類が添付されていない旅費
- グレードアップ料金(グリーン席、クラス」等)
- 食事代



講演等諸雑費

■支給対象経費

- 本事業の実施に際し実技指導に必要な経費等を、上限額の範囲内で文化庁が負担します
- 対象となるのは、事業内で児童生徒が使用する教材費や、楽器等の運搬費等、事業実施にあたり直接必要となる経費です
- なお新型コロナウイルス感染症予防に関する諸雑費(消毒液など)は上限額外として計上可能とします。計上可能かどうかわからないものにつきましては事務局まで御相談ください

■上限額

100,000円以内(一ヶ所あたりの上限額)※文化施設等で合同開催する場合も同様

対象となる主な講演等諸雑費

• 教材費(学校・児童生徒が標準で所持していない消耗品費に限る)

例:画用紙、絵具等

・レンタル費

例:児童生徒用の体験楽器、音響機材、メディア芸術分野の通信機材等

• 運搬費(講師・補助者の旅行に係る私物の運搬費を除く)

例:教材運搬費、楽器運搬費、講演に係る道具・衣装運搬費、楽器席代等

• 著作権使用料

例:音楽著作権使用料、台本使用料、原作使用料等

• 音楽費

例:作曲料、編曲料、音響費等

対象とならない主な講演等諸雑費

- 講師が所有する物のレンタル代
- 講師が所有する物のメンテナンスをする場合の費用
- 備品購入費(事業終了後も継続して使用できる物)
- ・本事業に係る経費と通常の事務経費が明確に区別できないもの(コピー用紙、トナー等)
- ・地元主催者負担経費(下記の経費については地元主催者で負担するようお願いしております)
 - ・児童生徒が会場へ移動する際の交通費
 - 学校の施設設備の使用及び条件整備に係る経費

例:光熱水料、ピアノ移動経費、暖房機器レンタル費等

- 文化施設を利用する場合の会場借上費
- ・お茶代等
- ・講師・補助者における稽古・指導に係る経費
- ・リハーサル・練習会場借上費
- ・贈答品にあたるもの
- 任意加入の保険料(旅行保険、レンタカーの免責補償等)
- 手数料

例:事務手数料、振込手数料等

※上記以外で計上できるかどうか判断しかねる経費については事務局までお問い合わせください

令和4年度 子供 夢・アート・アカデミー 参加協力会員一覧

	令和4年度 子供 夢・アート・アカデミー 参加協力会員一覧									
	部	分科	氏名	本名	希望地域	希望対象者	実施内容について			
1	第一部	絵画(日本画)	西田 俊英		地域を限定する(鹿児島県屋久島町)	中学校と限定する	実技披露、実技指導 ・画仙紙に顔彩絵の具にて日本画の筆を使用して実際に画の技法を披露する ・その後、日本画特有の画法にて生徒各々に身近なモチーフを書いてもらう			
2	第一部	絵画(日本画)	伊藤 髟耳	伊藤 欣哉	地域を問わない	中・高等学校等と限定する	・体が不自由のため、子(息子)による補助が必須 ・講話だけでなく、実技をとおして実際に材料を体験してもらう ・授業実施の前に作品資料の展示と準備作業の時間を設けたい			
3	第一部	絵画(日本画)	千住 博		地域を問わない	小学校(高学年)と限定する	実技指導し子供たちと絵を描く			
4	第一部	絵画(日本画)	村居 正之		地域を問わない	対象を問わない	・日本画画材による実技指導 ・日本画の歴史や画材についての講話(動画視聴含む)			
5	第一部	絵画(洋画)	奥谷 博		地域を問わない	対象を問わない	-			
6	第一部	絵画(洋画)	中山 忠彦		地域を限定する(千葉県市川市付近)	対象を問わない	育柱管狭窄症のため、遠距離の移動は不可、実技指導			
7	第一部	絵画(洋画)	絹谷 幸二		地域を問わない	対象を問わない	・本人による実技披露は行わない ・実技指導・講話等 ・コロナの様子を見て、リモートや中止があり得る			
8	第一部	絵画(洋画)	大津 英敏	大津 英敏	地域を問わない	小・中学校と限定する	・本人による実技披露は行わない ・実技指導・講話等 (講話のみはない)			
9	第一部	絵画(洋画)	藤森 兼明		地域を限定する(富山県、石川県)	対象を問わない	実技披露、実技指導、講話			
10	第一部	絵画(洋画)	藪野 健		地域を限定する(東京近郊)	小(高学年)・中・高等学校と限定する	-			
11	第一部	絵画(洋画)	佐藤 哲	佐藤 哲也	地域を限定する(大分県、関東県)	小 (3年生以上) 中 (全学年) 高等学校 (美術専科) と限定する	実技披露もしくは実技指導を行う			
12	第一部	絵画(洋画)	馬越 陽子	瀬谷 陽子	地域を限定する(東京都内、神奈川県)	中・高等学校等と限定する	・10月以降で可能な学校を希望 ・講話(パリ・ニューヨーク・北京などの個展においての交流について)を行う ※スライドを使用する可能性あり			
13	第一部	彫刻	山本 眞輔		地域を限定する(愛知県、三重県、京都府)	中学校と限定する	- 実技披露、講話			
14	第一部	彫刻	神戸 峰男		地域を問わない	対象を問わない	・彫刻素材(粘土・木など)でのワークショップ ・高学年、多人数の場合には講話のみも可 ・テラコッタ制作(焼成の上、作者(生徒達)に返送)			
15	第一部	彫刻	吉野 毅		地域を問わない	中学校と限定する	実技指導、講話等を行う			
16	第一部	彫刻	山田 朝彦		地域を問わない	小学校と限定する	-			
17	第一部	書	黒田 賢一		地域を限定する(鳥取県、島根県)	小・中学校と限定する	・実技披露、実技指導 ・体調を考慮し、近隣県で書道が盛んではない地域で少しでも興味をもっても らえるようにしたい			
18	第一部	書	髙木 聖雨	髙木 茂行	地域を問わない	対象を問わない	学校にお任せする			
19	第一部	建築・デザイン	伊東 豊雄		地域を問わない	対象を問わない	レクチャー、対話			
20	第二部	小説・戯曲	髙樹 のぶ子	鶴田 信子	地域を問わない	中・高等学校等と限定する	・髙木先生作・短編小説の朗読(バイオリン・チェロなどの生演奏付き)を行う ・朗読前にこの作品の解説(トーク)を行う			
21	第二部	詩歌	吉増 剛造		地域を問わない	対象を問わない	-			
22	第二部	マンガ	ちば てつや	千葉 徹弥	地域を限定する (東京近郊日帰りの距離)	対象を問わない	漫画家のためその活動に準じた内容を検討したい。			
23	第三部	能楽	山本 東次郎		地域を限定する(東京都、神奈川県)	小学校(6年生)と限定する	・実技披露 ・補助者(実技披露)3名が同行予定			
24	第三部	洋楽	堤剛		地域を問わない	対象を問わない	音楽作品演奏、講演			